

# 市・県民税のしおり

酒田市総務部税務課

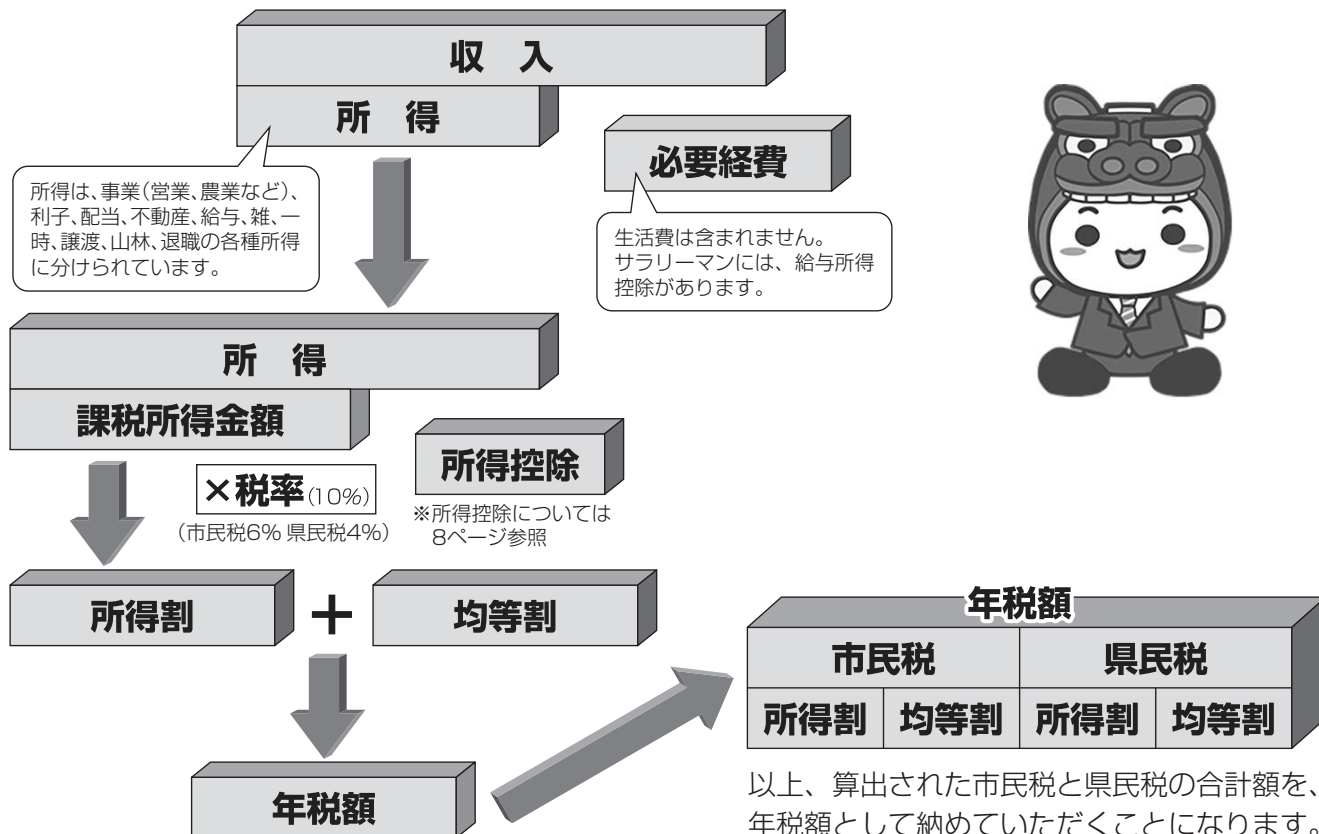
日頃より、市・県民税の申告と納税につきましては、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
このたび、令和4年度版「市・県民税のしおり」を作成しましたので、参考にいただければ幸いです。

## 市・県民税について

- ◎令和4年度の市・県民税は、令和3年中（1月～12月）の個人の所得等をもとに計算します。  
一般的な所得金額の計算は  $\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$  です。
- ◎令和4年度の市・県民税は、令和4年1月1日に住所のあった市町村に納めていただきます。  
令和4年1月2日以降に住所が変わった場合でも1月1日の住所地に納税していただくことになります。
- ◎市・県民税には「所得割」と「均等割」があります。  
所得割：所得から所得控除（8ページ参照）を差し引いた金額に税率を適用して算出します。  
均等割：一定額（市民税：3,500円 県民税：2,500円）を均等に広く負担していただくものです。
- ◎市・県民税の納入方法については、月々の給料や公的年金から差し引いて納めていただく「特別徴収」と、納税通知書によって年4回に分けて直接納めていただく「普通徴収」があります。

では、市・県民税は実際にどのような流れで計算されているのでしょうか？

### 税額計算の主な流れ



# 市・県民税を計算してみよう！

## 【給与収入がある方の計算例】

酒田太郎さん（会社員）は、妻の花子さん、長男の一郎くん（17歳）、次男の二郎くん（14歳）と暮らしています。太郎さんの令和3年中の収入は次のとおりです。

### 〈令和3年分の源泉徴収票〉

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

（受給者番号）

住所又は居所 山形県酒田市本町2丁目2番45号

氏名 サカタ タロウ

氏名 酒田 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	3,800,000	2,600,000	1,620,000	50,000

（源泉）控除対象配偶者の有無等 〇 配偶者（特別）控除の額 380,000

控除対象扶養親族の人数（配偶者を除く。） 特定 〇 老人 〇 その他 1 16歳未満親族の数 〇 障害者の数（本人を除く。） 〇 非居住者である親族の数 〇

社会保険料等の金額 380,000 生命保険料の控除額 〇 地震保険料の控除額 〇 住宅借入金等特別控除の額 〇

（控除）特別控除の額 〇

（扶養）扶養親族の氏名 妻 花子 子 一郎 二郎

（未成）外国人 〇 死亡退職者 〇 障害者 〇 本人が障害者 〇 特別 〇 その他 〇 ひとり親 〇 勤労学生 〇

中途就・退職 就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日 昭和 40 3 3

（受給者）住所又は所在地 山形県酒田市本町5丁目×番地 氏名又は名称 株式会社 ●●物産

### 〈給与所得金額の計算表〉

（源泉徴収票の支払金額を収入金額にあてはめて計算します。）

給与収入金額	給与所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	A × 4 × 60% + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

A = 収入金額 ÷ 4（1,000円未満は切り捨て）

### 1. 「給与所得金額の計算表」により給与所得金額を計算します。

（給与収入） （給与所得金額）  
 $\{(3,800,000円 \div 4) \times 4\} \times 80\% - 440,000円 = 2,600,000円 \dots\dots ①$

### 2. 所得控除金額を計算します。（控除の種類と説明は8ページをご覧ください。）

社会保険料控除	380,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除（一般）	330,000円
基礎控除	430,000円
合計	1,470,000円 …… ②

源泉徴収票は所得税の控除額で計算しているため、源泉徴収票の金額とは異なる場合があります。

### 3. 所得金額①から所得控除の合計額②を差し引きます。

$2,600,000円 - 1,470,000円 = 1,130,000円 \dots\dots ③$ （課税所得金額） ※1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

### 4. 課税所得金額③に税率（県民税：4% 市民税：6%）をかけて、市・県民税の所得割額を計算します。

県民税：1,130,000円（課税所得金額）× 4%（税率）= 45,200円 …… A  
 市民税：1,130,000円（課税所得金額）× 6%（税率）= 67,800円 …… B

## 5. 市・県民税の所得割額（A+B）から人的控除額の差による調整控除額を計算します。

※調整控除については合計所得金額が2,500万円超の場合は適用されません。

所得税と市・県民税の人的控除の差の合計額を計算します。

配偶者控除	50,000円
扶養控除（一般扶養）	50,000円
基礎控除	50,000円
合 計	150,000円 …… ④

課税所得金額③が200万円以下であることから、人的控除の差の合計額④と課税所得金額③のいずれか少ない額の5%が調整控除額となります。

1,130,000円 …… ③ > 150,000円 …… ④

③と④を比較すると④の額の方が少ないことから

調整控除額は150,000円×5%（県2%、市3%）=7,500円となります。

7,500円の内訳 { 県民税控除額：150,000円×2%=3,000円 …… ⑤  
市市民税控除額：150,000円×3%=4,500円 …… ⑥



## 6. 所得割から調整控除額を差し引き、さらに均等割を加えたものが令和4年度の市・県民税になります。

県民税所得割：45,200円（A）－ 3,000円（⑤）＝ 42,200円（100円未満切り捨て）

市民税所得割：67,800円（B）－ 4,500円（⑥）＝ 63,300円（100円未満切り捨て）

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。

県民税：42,200円（所得割）＋ 2,500円（均等割）＝ 44,700円

市民税：63,300円（所得割）＋ 3,500円（均等割）＝ 66,800円

合 計：44,700円（県民税）＋ 66,800円（市民税）＝ **111,500円**

### 【調整控除額の算出の仕方】

区 分	控 除 額
課税所得金額が200万円以下の場合	次のいずれか少ない金額の5% 1. 人的控除の差の合計 2. 課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5% ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

### 【所得税と市・県民税の人的控除の差】

所得控除	区 分	所 得 税	市・県民税	差 額
障 害 者 控 除	普 通 障 害 者	27万円	26万円	1万円
	特 別 障 害 者	40万円	30万円	10万円
	同 居 特 別 障 害 者	75万円	53万円	22万円
寡 婦 控 除		27万円	26万円	1万円
ひ と り 親 控 除（母）		35万円	30万円	5万円
勤 労 学 生 控 除		27万円	26万円	1万円
扶 養 控 除	一 般 扶 養	38万円	33万円	5万円
	特 定 扶 養	63万円	45万円	18万円
	老 人 扶 養	48万円	38万円	10万円
	同 居 老 親 等	58万円	45万円	13万円

※ひとり親（父）については税制改正前（令和2年度まで）の寡夫控除の額で計算するため人的控除の差額は1万円となります。

※基礎控除額については人的控除の差額は一律5万円です。

## 【所得税と市・県民税の人的控除の差（配偶者控除）】

所得控除	納税義務者の合計所得金額	区 分	所 得 税	市・県民税	差 額
配偶者控除	900万円以下	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
		老人配偶者	48万円	38万円	10万円
	900万円超 950万円以下	一般配偶者	26万円	22万円	4万円
		老人配偶者	32万円	26万円	6万円
	950万円超 1,000万円以下	一般配偶者	13万円	11万円	2万円
		老人配偶者	16万円	13万円	3万円

## 【所得税と市・県民税の人的控除の差（配偶者特別控除）】

所得控除	納税義務者の合計所得金額	区 分	所 得 税	市・県民税	差 額
配偶者特別控除	900万円以下	48万円超 50万円未満	38万円	33万円	5万円
		50万円以上 55万円未満	36万円		3万円※
	900万円超 950万円以下	48万円超 50万円未満	26万円	22万円	4万円
		50万円以上 55万円未満	24万円		2万円※
	950万円超 1,000万円以下	48万円超 50万円未満	13万円	11万円	2万円
		50万円以上 55万円未満	12万円		1万円※

※税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除額で計算します。

## ■市・県民税の非課税規定について

扶養親族の人数（A）	非課税になる所得金額（B）	均等割のみ課税となる所得金額（C）
0人	39万円以下	39万円超 45万円以下
1人	85万円以下	85万円超 112万円以下
2人	114万円以下	114万円超 147万円以下
3人	143万円以下	143万円超 182万円以下
4人	172万円以下	172万円超 217万円以下
5人	201万円以下	201万円超 252万円以下

- （A）欄の人数は、配偶者控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族の対象となる方を合計した人数です。（配偶者特別控除はこの人数には含まれません。）
- （B）欄に該当する人は、市・県民税は非課税になり、（C）欄に該当する人は、均等割のみの課税となります。
- （C）欄の所得金額を超えた場合でも、所得が所得控除と同じかそれよりも少ないとき（所得 $\leq$ 所得控除）は、均等割のみの課税となります。
- 所得金額は収入金額から一定額（給与所得控除や必要経費）を控除した金額になります。給与の所得金額については、2ページの「給与所得金額の計算表」をもとに計算します。その他の所得金額についての計算方法についてはお問い合わせください。
- 障がい者・ひとり親・寡婦・未成年者（平成14年1月3日以降生まれで未婚の方）に該当し、合計所得金額が135万円以下であれば、所得割、均等割とも課税されません。

## ■令和4年度 市・県民税についてのお知らせ

### 1. 住宅ローン控除制度（住宅借入金等特別税額控除）の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例の適用期限が延長され、令和4年末までの入居者を対象とします。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の方について床面積の要件を50㎡以上から40㎡以上に緩和します。ただし、特定の期間内（※）に契約が締結されていることが条件です。

（※）注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

## 2. 申告不要制度の手続きの簡素化

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について特別徴収で済ませること（申告不要）とする場合に、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、個人住民税に係る付記事項が確定申告書に追加されます。

## 3. 退職所得課税の適正化

勤続5年以下の法人役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については2分の1課税が適用されません。※この制度は令和4年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等について適用されます。

## 4. 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

国や自治体を実施する子育てに関する助成等が非課税所得となります。対象範囲は、子育てに係る施策・サービスの利用料に対する助成です。

対象となるもの(国・自治体からの助成のうち以下のもの)

- 1、ベビーシッターの利用料に対する助成
- 2、認可外保育施設等の利用料に対する助成
- 3、一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象となります。

(例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

# ■令和5年度 市・県民税についてのお知らせ

## 1. セルフメディケーション税制の見直し

対象となる医薬品を見直すとともに、特例の適用期間が5年延長されます。

## 2. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の適用期限の延長と見直し

住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とします。所得税において、この延長した期間内に居住開始した場合の借入限度額や控除率及び控除期間は以下のとおりとなります。※認定住宅等を除きます。

居 住 年	借 入 限 度 額	控 除 率	控 除 期 間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

※上記の表は、新築や建築後使用されたことのない住宅を取得した場合のものです。それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律2,000万円、控除期間は一律10年となります。

その控除期間において所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）の範囲内で市・県民税から控除します。

## 3. 民法における成年年齢引下げに伴う税制上の対応

民法改正によって成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、市・県民税課税における未成年判定についての年齢要件も18歳未満に引き下げられます。



## ■Q&A

### 【亡くなった父の市・県民税】

- Q 今年の2月に父が亡くなりましたが、市・県民税の納税通知書が届きました。死亡しても税金がかかるのでしょうか。
- A 市・県民税が課税されるかどうかは、その年の1月1日の現況で判断することになっています。1月2日以後に亡くなられた場合は、市・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されます。

### 【年金収入のある方の扶養控除と市・県民税】

- Q 私は収入が年金のみでサラリーマンの息子の扶養になっているはずですが、市・県民税の納税通知書が送られてきました。間違いではないでしょうか。また、年金の収入がいくらまでは息子の扶養親族になれますか。
- A 扶養親族であっても、公的年金等の収入が65歳未満は99万円、65歳以上は149万円（いずれも所得が39万円）を超えると、市・県民税がかかる場合があります。また、扶養親族になれるのは収入が65歳未満は108万円以下、65歳以上は158万円以下（いずれも所得が48万円）となります。公的年金等の所得の計算は下記の【公的年金等に係る雑所得金額の計算表】を参照してください。

昭和32年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

公的年金等の収入金額	市・県民税		扶養控除の対象になるか（市・県民税）
	均等割（6,000円）	所得割	
990,000円以下	かからない	かからない	控除の対象になる
990,001円以上 1,050,000円以下	かかる場合がある	かかる場合がある	
1,050,001円以上 1,080,000円以下			控除の対象にならない
1,080,001円以上			

昭和32年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

公的年金等の収入金額	市・県民税		扶養控除の対象になるか（市・県民税）
	均等割（6,000円）	所得割	
1,490,000円以下	かからない	かからない	控除の対象になる
1,490,001円以上 1,550,000円以下	かかる場合がある	かかる場合がある	
1,550,001円以上 1,580,000円以下			控除の対象にならない
1,580,001円以上			

#### 【公的年金等に係る雑所得金額の計算表】

65歳未満

公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額		
	公的年金等雑所得以外 <sup>①</sup> の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	収入金額－60万円	収入金額－50万円	収入金額－40万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
1,000万円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

65歳以上

公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額		
	公的年金等雑所得以外 <sup>①</sup> の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
1,000万円以上	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

## 【年金収入のある方の市・県民税の納め方】

Q 今年65歳（4月1日時点）になり、年金から市・県民税が引かれると聞きましたが、どのように変わりますか？

A 年金の特別徴収の対象となる方の市・県民税の納付方法については以下のとおりになります。

### ◇納付の方法

①特別徴収開始1年目（令和4年度より新たに特別徴収の対象となる方）

納期・月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収 納付書または口座振替 により納めください		特別徴収 (年金から引き落としになります)		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

新たに65歳になられた方（生年月日が昭和31年4月3日～昭和32年4月2日の方）や、令和3年度の途中で差し引きが停止となった方は、図①のように、上半期分については納付書または口座振替の方法により納めていただきます。

②特別徴収2年目以降（令和3年度から引き続き特別徴収されている方）

納期・月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
税額	$(\text{前年度の年税額} \div 2) \div 3$ ずつ			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$ ずつ		

令和3年度の市・県民税が令和4年2月の年金から差し引きになった方は、図②のように、前年度の公的年金等の所得に係る市・県民税の2分の1に相当する額が、上半期分として年金から差し引きになります。

※以上は、年金所得にかかる税額についての納付方法です。年金以外の所得がある方は、別途、納付書、口座振替、または給与からの差し引きにより納めていただく場合があります。

## 【パート収入と配偶者控除】

Q 私は主婦でパート収入が1年間で100万円ほどあります。私は、市・県民税を納めなくてはならないでしょうか。また、私の夫は配偶者控除と配偶者特別控除のどちらを受けることができますか。

A 市・県民税は収入が94万円（所得が39万円）を超えるとかかる場合があります。なお、配偶者控除は、あなたの収入が103万円（所得が48万円）以下であれば受けることができます。給与所得の計算方法は2ページの表を参照してください。配偶者控除と配偶者特別控除の控除額については下記の表でご確認ください。

妻のパート収入	妻の市・県民税		夫が受けられる控除	
	均等割 (6,000円)	所得割	配偶者控除	配偶者特別控除
940,000円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられる
940,001円以上 1,000,000円以下	かかる場合がある	かかる場合がある		
1,000,001円以上 1,030,000円以下				
1,030,001円以上 2,015,999円以下				
2,016,000円以上				

### 【配偶者控除の控除額】

納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
一般配偶者	33万円	22万円	11万円	なし
老人配偶者	38万円	26万円	13万円	なし

### 【配偶者特別控除の控除額】

	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	なし
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	なし
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	なし
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	なし
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	なし
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	なし
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	なし
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	なし
	133万円超	なし	なし	なし	なし

# 市・県民税所得控除表

項目	適用範囲と所得控除額																														
雑損控除	災害、盗難などによって住宅や家財などの資産について損害を受けたとき	○差引損失額－(所得金額の合計額×10%) } のいずれが多い方 ○災害関連支出－50,000円 } の金額																													
医療費控除	あなたやあなたの親族のケガや病気などのために医療費を支払った場合	(支払った医療費の総額)－(保険金等で補てんされた金額)－A A：10万円か所得金額の合計額×5%のいずれか少ない方の金額 最高200万円まで																													
セルフメディケーション税制	スイッチOTC医薬品購入額－12,000円＝控除額(控除上限額88,000円)																														
社会保険料控除	あなたやあなたの扶養親族が負担することになっている国民健康保険税、介護保険、健康保険、厚生年金、国民年金、雇用保険等を支払ったとき	支払った金額、または給与、年金から差し引かれた金額																													
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛け金を支払ったとき	支払った金額																													
生命保険料控除	下の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額 ※限度額は ①新契約のみ：28,000円 ②旧契約のみ：35,000円 ③新契約＋旧契約：28,000円 新・旧両方の契約がある場合、①②③の中で控除額が最大のものを控除します。	下の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額 ※限度額は ①新契約のみ：28,000円 ②旧契約のみ：35,000円 ③新契約＋旧契約：28,000円 新・旧両方の契約がある場合、①②③の中で控除額が最大のものを控除します。																													
	下の計算表で計算した介護医療保険料控除の金額 ※限度額は 28,000円	※全体の生命保険料控除額は7万円が限度となります。																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>「新契約」 平成24年1月1日以後に契約した保険料 (新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)</th> <th>支払った金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>(A)の金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>(A)×0.5+6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>(A)×0.25+14,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	「新契約」 平成24年1月1日以後に契約した保険料 (新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)	支払った金額(A)	控除額	12,000円以下	(A)の金額		12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円		32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円		56,001円以上	28,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>「旧契約」 平成23年12月31日以前に契約した保険料 (旧生命保険料、旧個人年金保険料)</th> <th>支払った金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>(A)の金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>(A)×0.5+7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>(A)×0.25+17,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	「旧契約」 平成23年12月31日以前に契約した保険料 (旧生命保険料、旧個人年金保険料)	支払った金額(A)	控除額	15,000円以下	(A)の金額		15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円		40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円		70,001円以上	35,000円
「新契約」 平成24年1月1日以後に契約した保険料 (新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)	支払った金額(A)	控除額																													
12,000円以下	(A)の金額																														
12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円																														
32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円																														
56,001円以上	28,000円																														
「旧契約」 平成23年12月31日以前に契約した保険料 (旧生命保険料、旧個人年金保険料)	支払った金額(A)	控除額																													
15,000円以下	(A)の金額																														
15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円																														
40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円																														
70,001円以上	35,000円																														
地震保険料控除	$\left( \begin{array}{l} \text{地震保険料の支払合計金額} \\ \text{※支払合計金額が50,000円以下の場合} \\ \text{支払合計金額} \times 1/2 \text{ (最高25,000円)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料の支払合計金額} \\ \text{※支払合計金額が5,000円を超える場合} \\ \text{支払合計金額} \times 1/2 + 2,500円 \text{ (最高10,000円)} \end{array} \right)$ 地震保険料と旧長期損害保険料のそれぞれの控除額を合わせた最高限度額は25,000円となります。																														
障害者控除	あなたやあなたの配偶者や扶養親族に障がいのある人がいるとき ①普通障害者：身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳Bなど …260,000円 ②特別障害者：身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなど …300,000円 ③上記②のうちあなたやあなたの配偶者またはあなたの扶養親族と同居している場合 ……530,000円																														
寡婦控除	次の要件のいずれかを満たす方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く) …260,000円 ①夫と死別、夫が生死不明で令和3年中の合計所得金額が500万円以下である ②夫と離別で令和3年中の合計所得金額が500万円以下で扶養親族を有する																														
ひとり親控除	次の要件をすべて満たす方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合を除く) …300,000円 ①総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること ②合計所得金額が500万円以下であること 「ひとり親」とは、未婚又は配偶者と死別・離別している方又は配偶者の生死が明らかでない方で上記の要件を満たす方をいいます。																														
勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生で、令和3年中の合計所得金額が75万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき ……260,000円																														
配偶者控除	令和3年中のあなたの配偶者の合計所得金額が48万円以下のとき あなたの合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合には適用できなくなります。詳しくは7ページ【パート収入と配偶者控除】を参照してください。																														
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額の上限が133万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変わります。また、あなたの合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合には適用できなくなります。詳しくは7ページ【パート収入と配偶者控除】を参照してください。																														
扶養控除	あなたと生計を一にする親族の令和3年中の合計所得金額が48万円以下であるとき ①年齢16歳以上19歳未満(平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養) …330,000円 ②年齢19歳以上23歳未満(平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれ)を扶養するとき(特定扶養) …450,000円 ③年齢23歳以上70歳未満(昭和27年1月2日～平成11年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養) …330,000円 ④年齢70歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)を扶養するとき(老人扶養) ……380,000円 ⑤上記の④のうち同居している本人または配偶者の直系尊属を扶養するとき(同居老親等扶養) …450,000円																														
基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の方に一律に適用されます。 ……430,000円 合計所得金額が2,400万円を超えると所得金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超える場合は適用されません。																														

市・県民税についてのお問い合わせは

酒田市税務課市民税係まで

TEL 26-5712・5713・5714 (直通)

酒田市ホームページ <http://www.city.sakata.lg.jp/>